学用品費を援助新入学児童生徒(

Info

りの保護者を対象に、学用品費を入学前 お子さんがいるご家庭で、経済的にお困 に支給します。 令和4年度に小中学校新1年生となる

しない場合は、認定は取消しとなりま れかに該当する方。町立小中学校に入学 町に住民登録があり、次の要件のいず

○生活保護法に定める教育扶助の廃止又 は停止をされた方

○町民税を非課税・減免された方

○個人の事業税を減免された方

○固定資産税を減免された方

○国民年金の保険料を減免された方

○国民健康保険料を減免・徴収猶予され

○生活福祉資金貸付制度による貸付けを ○児童扶養手当の支給を受けた方

○その他経済的理由により就学が困難な方

受けた方

▼援助内容

新入学児童生徒学用品費の一部

てください。 事項を記入し、 学校教育課で申請書を配布します。必要 10 月 1 日 金 証明書類を添えて提出し から役場3階9番窓口

▼受付期間

10月1日(金)~11月12日(金)

の翌月以降となります。 (木) まで申請可能です。 受付期間以降も令和4年3月3日 支給は申請日

▼問合せ 学校教育課学校教育係

Info クリーン排水月間

います。 め、環境保全と公衆衛生の向上に努めて 毎年10月を「クリーン排水月間」と定 を子どもたちに託すことができるよう、 への関心を高め、きれいな川や豊かな海 県では、生活排水や川・海の水質保全

対策にご協力ください。 川や海をきれいに保つため、生活排水

◆水に流す前に

い。目の細かい水切りネットを使ってく 料理は食べきれる量を作ってくださ

◆洗剤をたくさん使っても洗浄力は同じ

海をよごしてしまいます。 適量以上に使用しても無駄になり、川や 洗剤は正しく計って使ってください。

◆流さない工夫

でふき取ってください。 油などの汚れは、ゴムベラ、 して捨ててください。食器や鍋についた 古新聞などに吸わせたりして可燃ごみと 使用済みの油は、凝固剤で固めたり、 古新聞など

住民課環境保全係

Info 撤去費補助制度耐震診断・改修・ブロック塀等

耐震改修の促進を図っています。 町では、耐震改修促進計画に基づき、

無料耐震診断

ださい。昭和56年5月31日以前に着工さ れた木造住宅が対象です。 無料耐震診断を受けることから始めてく 耐震改修をお考えの方は、まずは町の

·耐震改修費補助制度

安全」の基準にするために補助する制度 の危険あり」と判定された住宅を「一応 りません。 です。なお、建替えは補助の対象にはな です。補助限度額は、1棟あたり百万円 無料耐震診断の結果「倒壊又は大破壊

***段階的耐震改修費補助制度**

くてできない方に、2段階に分けて耐震 工事を行うものです。 一度に改修するのは、費用負担が大き

円、2段階目3万円です。 います。補助限度額は、1段階目6万 き上げる工事を行い、その後2段階目と して「一応安全」の基準にする工事をい 1段階目として「全壊を防ぐ」まで引

・耐震シェルター整備費補助制度

を行うものです。補助限度額は、 分の安全を確保する整備費について補助 建物全体を補強するのではなく、一部 30 万 円

▼ブロック塀等撤去費補助制度

道路や公共施設に面したブロック塀等

面するブロック塀等を撤去する場合の補 を撤去する際に補助金を交付していま 助限度額は15万円です。 学校の通学路に指定されている道路等に 令和4年3月31日までの間において、小 す。補助限度額は、10万円です。なお、 かつ組積造の部分が80m以上のもので 積造の塀で道路等からの高さが1m以上 リートブロック、レンガ、大谷石等の組 対象となるブロック塀等は、コンク

▼代理受領制度について

担を軽減することができます。 みを用意すればよくなり、当初の費用負 す。委任者は工事費と補助金の差額分の を代理で受領することができる制度で 受領を委任することで、受任者が補助金 した工事施工者(受任者)に、補助金の (委任者)が補助対象工事の契約を締結 代理受領制度とは、補助金の申請者

認ください。 合わせいただくか町ホームページをご確 詳しくはまちづくり推進課までお問い

kurashi/seikatsu/1000745.html https://www.town.toyoyama.lg.jp/



申込み・問合せ